技術提案　評価の方法

１　取組意欲（ヒアリング・技術提案書の内容）

ヒアリングにより担当技術者および提案者の業務への取組み姿勢を評価します。

※適確なプレゼンテーションと質問などに対する簡潔な回答などのコミュニケーション能力も重要な評価基準となります。

項目の評価ウェイト１０

２　業務に対する理解度（ヒアリング・技術提案書の内容）

総合的に業務内容に対する理解度が高い場合に優位に評価します。

項目の評価ウェイト２０

３　業務の実施方針（ヒアリング・第３号様式）

ヒアリングと３号様式～第５号様式による総合評価(3 号様式)
業務の実施方針、配慮するべき観点について、的確性を評価します。

評価ウェイト１０

４　各施設に対する技術提案（ヒアリング・４号様式Ａ・Ｂ、第５号様式）

道の駅、ナイタイ高原牧場レストハウス　に対する独創性、実現性、整合性・統合性について評価します。

評価ウェイト２０×２

５　業務実施体制（ヒアリング・第６号様式）

業務目的を達成する体制を評価します。

評価ウェイト１０

６　見積価格(任意様式)

見積価格について評価します。

評価ウェイト１０

合計１００

技術提案書評価要領

１　取組み意欲

ヒアリングの実施により、取組み意欲を総合的に判断する。評価点は別表１による。

評価ウェイト　１０点

別表１

評価基準	評価点	評価対象者数（目安）
業務への取組み意欲が きわめて強く感じられる	１０	評価対象者の 10%（小数点以下切り上げ）を目安として相対評価により評価
業務への取組み意欲が 強く感じられる	７	評価対象者の 40%（小数点以下切り上げ。但し、評価対象者数の半数を超える場合は切り捨て）とし、相対評価により評価した者のうち「業務への取組意欲がきわめて強く感じられる。」に該当しない者
業務への取組み意欲が 感じられる	４	上記及び下記のいずれにも該当しない者
業務への取組み意欲が あまり感じられない	１	絶対評価により評価

※なお、ヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しないこととする。ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合、出席できない旨及びその理由の書面での提出を認めることとし、その理由が妥当であると判断される場合は欠格としない。ただし、この場合、取組み意欲の評価点は０点とすること。

２　業務に対する理解度

提出された技術提案書およびヒアリングの内容をふまえ、業務の背景および目的、実施方針、基本コンセプト、手続き等への理解度について、審査委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は別表２による。

評価ウェイト　２０点

別表２

評価基準(評価点)	評価対象者数（目安）	評価対象者数（目安）
業務への理解度が本業務の背景・目的・内容に照らしてきわめて高い（10))	評価対象者の 10%（小数点以下切り上げ）を目安として相対評価により評価	・「極めて良好」及び「良好」の評価の観点 ①業務の内容（目的や優先すべき事項など）を正確に把握、理解している。 ②業務の背景（課題や問題点、社会的要請など） を正確に把握、理解している。 ③業務の実施にあたって必要な手順や関係法令等について正確に把握、理解している。
業務への理解度が本業務の背景・目的・内容に照らして高い(8)	評価対象者の 40%（小数点以下切り上げ。但し、評価対象者数の半数を超える場合は切り捨て）とし、相対評価により評価した者のうち「業務への取組意欲がきわめて強く感じられる。」に該当しない者	

本業務の背景・目的・内容に照らして一定程度の理解度がある(6)	上記及び下記のいずれにも該当しない者	―
業務への理解度は本業務の背景・目的・内容に照らしてやや不十分である(4)	絶対評価により評価	・「やや不十分」の評価の観点 ①業務の内容（目的や優先すべき事項など）の把握、理解がやや不十分である。 ②業務の背景（課題や問題点、社会的要請など）の把握、理解がやや不十分である。 ③業務の実施にあたって必要な手順や関係法令等の把握、理解がやや不十分である。
業務への理解度が本業務の背景・目的・内容に照らして不十分である(2)	絶対評価により評価	・「不十分」の評価の観点 ①業務の内容（目的や優先すべき事項など）の把握、理解が全く不十分である。 ②業務の背景（課題や問題点、社会的要請など）の把握、理解が全く不十分である。 ③業務の実施にあたって必要な手順や関係法令等 の把握、理解が全く不十分である。

３　業務の実施方針

第３号様式により、業務への取組み方針、取組み体制、業務を実施する上での配慮事項等における的確性について判断する。（別表３による）

評価ウェイト　１０点

別表３

評価基準（評価点）	評価対象者数	評価の観点
業務の実施方針が本業務の背景・目的・内容に照らしてきわめて良好である(10)	評価対象者の 10%（小数点以下切り上げ）を目安として相対評価により評価	・「極めて高い」及び「高い」の評価の観点 的確性：業務目的の実現において課題解決手法、与条件との整合性、導入すべき機能が網羅されている。 運営に対する配慮：収益事業の拡張や上士幌町全体の観光振興に戦略的に取り組む DMO 法人による運営への配慮、収益部門における経営効率化等、施設整備の立場から各施設において配慮すべき点に対し、的確に対応した提案となっている。
業務の実施方針が本業務の背景・目的・内容に照らして良好である(8)	評価対象者の 40%（小数点以下切り上げ。但し、評価対象者数の半数を超える場合は切り捨て）とし、相対評価により評価した者のうち、「極めて良好」に該当しない者	
普通(6)	上記及び下記のいずれにも該当しないもの	―
業務の実施方針が本業務の背景・目的・内容に照らしてやや不十分で	絶対評価により評価	・「やや低い」の評価の観点 的確性：業務目的の実現において課題解決手法、与条件との整合性、導

ある(4)		入すべき機能がやや不十分である。 運営に対する配慮：収益事業の拡張や上士幌町全体の観光振興に戦略的に取り組む DMO 法人による運営への配慮、収益部門における経営効率化等、施設整備として各施設において配慮すべき点への対応がやや不十分である。
業務の実施方針が本業務の背景・目的・内容に照らして不十分である(2)	絶対評価により評価	・「低い」の評価の観点 的確性：業務目的の実現において課題の構築解決手法、与条件との整合性、導入すべき機能に著しく欠けている。 運営に対する配慮：収益事業の拡張や上士幌町全体の観光振興に戦略的に取り組む DMO 法人による運営への配慮、収益部門における経営効率化等、施設整備として各施設において配慮すべき点への対応が著しく不十分である。

４　技術提案

第４号様式Ａ、第４号様式Ｂ、第５号様式により、本事業に対する提案内容における独創性、実現性、整合性・統合性について総合的に判断する。（別表３による）

評価ウェイト　　２０点×２施設（道の駅、ナイタイ高原レストハウス）

別表４（１施設あたり）

評価基準（評価点）	評価対象者数	評価の観点
業務の実施方針が本業務の背景・目的・内容に照らしてきわめて良好である(20)	評価対象者の 10%（小数点以下切り上げ）を目安として相対評価により評価	・「極めて高い」及び「高い」の評価の観点 ①独創性：提案に既往の同類施設には実現されていないような独創的な内容や創意工夫が十分である。 ②実現性：関係法令や規準等に合致し、技術的に顕著であり、建設時や維持管理おけるコスト縮減などの工夫が盛り込まれ、実現性が高い提案である。
業務の実施方針が本業務の背景・目的・内容に照らして良好である(１６)	評価対象者の 40%（小数点以下切り上げ。但し、評価対象者数の半数を超える場合は切り捨て）とし、相対評価により評価した者のうち、「極めて良好」に該当しない者	
普通(１２)	上記及び下記のいずれにも該当しないもの	―
業務の実施方針が本業務の背景・目的・内容に照らしてやや不十分である(8)	絶対評価により評価	・「やや低い」の評価の観点 ①独創性：提案に既往の同類施設には実現されていないような独創的な内容や創意工夫がやや不十分であ

		る。 ②実現性：関係法令や規準等に抵触する部分がある、技術的に困難である、もしくは通常よりコストを要するなど実現が難しい提案である。
業務の実施方針が本業務の背景・目的・内容に照らして不十分である（4）	絶対評価により評価	・「低い」の評価の観点 ①独創性：提案に独創的な内容が全くみられない、または創意工夫がみられない。 ②実現性：関係法令や規準等に適合していない、技術的に不可能である、もしくは過大なコストを要するなど実現が不可能な提案である。

５　業務実施体制

第６号様式により、事業の目的および提案内容を達成するための技術者、組織構成を評価する（別表５による）。

評価ウェイト　業務工程　１０点

別表５

評価基準（評価点）	評価対象者数	評価の観点
業務遂行において資格ならびに実績を有する人員と管理体制が極めて効果的に構築されている。(10)	評価対象者の10%（小数点以下切り上げ）を目安として相対評価により評価	・「極めて高い」及び「高い」の評価の観点 ①建築意匠：一級建築士　同類施設設計の実績により相対的に優れている ②建築構造：構造一級建築士　鉄筋コンクリート・鉄骨造・木造３階建てすべての構造設計実績が相対的に優れている ③設備：設備一級建築士　冷暖房負荷低減やCO_2低減に配慮した設備設計実績が相対的に優れている ④外構：技術士（都市及び地方計画）および登録ランドスケープアーキテクト公園・庭園・都市農園、交流的要素を持つ外構設計実績が相対的に優れている ⑤組織を統括する責任者：技術士総合技術監理（都市及び地方計画）、プロジェクト・マネジメント実績が相対的に優れている
業務遂行において資格あるいは実績を有する人員と管理体制が効果的に構築されている。（8）	評価対象者の40%（小数点以下切り上げ。但し、評価対象者数の半数を超える場合は切り捨て）とし、相対評価により評価した者のうち、「極めて良好」に該当しない者	
普通(6)	上記及び下記のいずれにも該当しないもの	―
業務遂行において資格ならびに実績を有する人員と管理体制が不十分である。(4)	絶対評価により評価	・「やや低い」の評価の観点 ①建築意匠：一級建築士　同類施設設計の実績がやや不十分である ②建築構造：構造一級建築士　鉄筋コンクリート・鉄骨造・木造３階建ての構造設計実績がやや不十分である

		③設備：設備一級建築士　冷暖房負荷低減やＣＯ$_2$低減に配慮した設備設計実績がやや不十分である ④外構：技術士（都市及び地方計画）および登録ランドスケープアーキテクト公園、庭園、農園、交流的要素を持つ外構設計実績がやや不十分である ⑤組織を統括する責任者：技術士総合技術監理（都市及び地方計画）、プロジェクト・マネジメントの実績がやや不十分である
業務遂行において資格ならびに実績を有する人員と管理体制が構築されていない。(2)	絶対評価により評価	・「低い」の評価の観点 ①建築意匠：一級建築士　同類施設設計の実績が不十分である ②建築構造：構造一級建築士　鉄筋コンクリート・鉄骨造・木造３階建ての構造設計実績が不十分である ③設備：設備一級建築士　冷暖房負荷低減やＣＯ$_2$低減に配慮した設備設計実績が不十分である ④外構：技術士（都市及び地方計画）および登録ランドスケープアーキテクト公園、庭園、農園、交流的要素を持つ外構設計実績が不十分である ⑤組織を統括する責任者：技術士総合技術監理（都市及び地方計画）、プロジェクト・マネジメントの実績が不十分である

６　見積価格

別表６により見積価格を評価する。

評価ウェイト１０点

別表６

上限金額 (税込み)	見積金額	評価点	備　考
29,200,000円	28,330,000円以上 ～29,200,000円以内	２	
	27,450,000円以上 ～28,330,000円未満	４	
	26,580,000円以上 ～27,450,000円未満	６	
	25,700,000円以上 ～26,580,000円未満	８	
	25,700,000円未満	１０	